

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
随意契約見積心得書

(趣 旨)

第1条 この心得は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）が行う業務の契約を、随意契約により行う場合の見積書の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積書の提出を求められた者（以下「見積者」という。）は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

(仕様書等の熟覧)

第3条 見積者は、機構が示す仕様書、図面、現場説明書及び現場等を熟覧のうえ見積りを行わなければならない。この場合において、仕様書、図面、設計書等について疑義があるときは、機構の説明を求めることができる

(見積りなど)

第4条 見積者は、見積書を作成し、封かんのうえ件名及び見積者の氏名を記載し、見積依頼者又は見積依頼で指定した場所及び日時に、提出しなければならない。提出期限に遅れた場合は、棄権とみなす。機構が見積書の様式を指定した場合は、当該様式による見積書を作成すること。

2 機構が、見積書の提出者に対して、提出時に身分証明書の確認を求めることがある。

3 見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額とすること。ただし、指名通知等で別に定めた場合は、この限りではない。

4 見積書の日付は、見積書を作成した日を記入すること。ただし、指名通知等で別に定めた場合は、この限りではない。

5 見積依頼書又は見積依頼で郵送による見積書の提出を認めた場合において、見積書を郵送しようとするときは、二重の封筒とし、表封筒に「〇〇見積書在中」と朱書きし、中封筒に「〇〇見積書」と記載し、担当職員あて親展で提出しなければならない。

6 前項の見積書が、見積依頼書又は見積依頼で指定した日時までに到着しないときは、当該見積りは無効とする。

7 見積書を提出した後は、これに引換え、変更し、又は取消しすることはできない。

(見積りの辞退)

第5条 見積者は、見積合せが完了するまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積者が見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより行うも

のとする。

- (1) 見積合わせ前にあっては、見積辞退届を機構に直接持参し、又は郵送（見積日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。機構が見積辞退届の様式を指定した場合は、当該様式による見積書を作成すること。
- (2) 見積合わせ中にあっては、見積辞退の旨を見積書に記載し機構に提出するものとする。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。
(公正な見積りの確保)

第6条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に接触する行為を行ってはならない。

(見積り合わせの中止等)

第7条 見積者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認めるときは、当該見積者を見積合わせに参加させず、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 見積合わせに際して天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の見積り)

第8条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- (1) 見積について、当方から示した以外の条件を付した見積り
- (2) 記名押印を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (5) 明らかに不正によると認められる見積り
- (6) 同じ見積合わせに2以上の見積りをした者の見積り
- (7) その他この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあつては最高）の価格を持って見積りしたものとする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

3 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって当該見積もりに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度見積り)

第10条 提出された見積書に予定価格を満たすものがないときは、必要に応じ再度見積りを行わせることができる。ただし、第1回目の見積合わせに参加しなかった者は、参加できない。

(契約書等の提出)

第 11 条 契約書の作成を要する場合においては、契約の相手方は機構から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して7日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、機構に書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して7日以内に請書を機構に提出しなければならない。ただし、機構が、その必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

4 契約の相手方が、前項に規定する期間内に請書の提出をしないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申し立て)

第 12 条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書、図面、設計書、現場説明書及び現場等についての不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 13 条 この心得に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める、

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。